

## 竹原市地域公共交通会議設置要綱

## (目的)

第1条 竹原市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、次に掲げる目的のために設置する。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する。
- (2) 市の地域公共交通施策の推進に関する事項を協議する。

## (協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 市の持続可能な地域公共交通のあり方とその実現方法に関する事項
- (4) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条に規定する地域公共交通網形成計画の作成検討に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

## (交通会議の構成委員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 市長又はその指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者
- (3) 西日本旅客鉄道株式会社広島支社三原地域鉄道部長又はその指名する者
- (4) 一般旅客定期航路事業者
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の運転者の代表
- (7) 各種団体の代表

- (8) 国土交通省中国運輸局広島運輸支局長又はその指名する者
- (9) 広島県知事又はその指名する者
- (10) 道路管理者
- (11) 竹原警察署長又はその指名する者
- (12) 学識経験者その他の協議会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、交通会議を代表し、その会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 交通会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 交通会議は、原則として公開とする。ただし、交通会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 4 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 5 会長が特に認めた場合、書面による賛否を求め、過半数の賛成をもって、交通会議の議決に代えることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 交通会議において協議が調った事項については、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第8条 交通会議に提案する事項について協議又は調整をするため、必要に応じ交通会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の構成員は、会長が指名する者及び交通会議が必要と認める者とする。

(分科会)

第9条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の構成員は、会長が指名する者及び交通会議が必要と認める者とする。

(庶務)

第10条 交通会議の庶務は、竹原市企画振興部企画政策課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月16日から施行する。